

# 佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和61年3月22日

規則第6号

改正 平成14年3月28日規則第24号  
平成24年6月27日規則第36号  
平成24年6月27日規則第36号  
令和2年4月1日規則第10号

## (趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (申請書)

第2条 条例第4条第1項の規定により提出する申請書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項の規則で定める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 条例第3条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)が条例第6条第1項第1号から第11号までに該当しない者であることを誓約する書面(様式第2号)
- (2) 申請者が個人であるときは住民票の抄本、法人であるときは登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書
- (3) 営業所の平面図及び営業所附近の見取図
- (4) 申請者が現に都道府県知事又は他の保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合には、その旨を明らかにする書面
- (5) 営業所に置かれる浄化槽管理士に係る住民票の抄本、交付を受けた浄化槽管理士免状の写し及び第7条に規定する研修を受講したことを証明する書類。ただし、研修を受講したことを証明する書類については、条例第3条第1項の登録の日又は同条第3項の更新の日より3年以内に浄化槽管理士免状の交付を受けていた場合はこの限りではない。
- (6) 条例第10条第3項に規定する器具の明細書(様式第3号)
- (7) 申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、雇用契約書の写し又は浄化槽管理士に対する使用関係を証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

## (提出すべき書類の部数)

第3条 条例及びこの規定により市長に提出する書類は、1部とする。

## (登録簿)

第4条 条例第5条第1項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿は、様式第4号によるものとする。

## (変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は浄化槽保守点検業登録事項変更届出書(様式第5号)によるものとする。この場合において、当該変更に係る第2条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書(様式第6号)によるものとする。

(浄化槽管理士の研修)

第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に関する研修で、一般社団法人全国浄化槽団体連合会、公益財団法人日本環境整備教育センター及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第57条第1項に規定する指定検査機関のいずれかが実施するものとする。

(営業所ごとに備えるべき器具)

第8条 条例第10条第5項の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) スクリーンかすかき落とし用具
- (2) 汚泥かき落とし用具
- (3) スカム破碎用具
- (4) スカム厚測定用具
- (5) 汚泥厚測定用具
- (6) 自吸式ポンプ
- (7) テスター
- (8) 水温計
- (9) 透視度計
- (10) 水素イオン濃度指数測定器具
- (11) 溶存酸素測定器具
- (12) 亜硝酸性窒素測定器具
- (13) 塩素イオン濃度指数測定器具
- (14) 残留塩素測定器具
- (15) 汚泥沈澱率測定器具

(告知)

第9条 条例第11条第2項の規定による告知は、保守点検票(様式第7号)により行わなければならない。

2 条例第11条第3項の規則で定めるものは、当該浄化槽の清掃とする。

(業務記録の保存)

第10条 条例第12条の規定による帳簿は、保守点検を行つた浄化槽ごとに記載するものとし、その記載の日の属する事業年度の終了後3年間保存しなければならない。

2 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽設置場所
- (3) 処理能力及び処理方式
- (4) 保守点検を行つた年月日及びその内容

(身分証明書)

第11条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第8号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(佐世保市事務処理規程の一部改正)

2 佐世保市事務処理規程(昭和58年規則第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成14年3月28日規則第24号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月27日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月20日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規則による改正後の第2条第2項第5号の規定(研修を受講したことを証明する書類に関する部分に限る。)は令和5年4月1日以後に浄化槽保守点検業の登録(その更新を含む。)を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。